

(その1)

- 注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
 (2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
 (3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。



収支報告書

令和 5 年分

(ふりがな)

(わかばのかい)

- 1 政治団体の名称 わかばの会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県千葉市緑区あすみが丘3丁目51番地10号
- 3 代表者の氏名 関 政幸
- 4 会計責任者の氏名 関 政幸

事務担当者の氏名

関 政幸

(電話) 090-4605-9581

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

第1号に係る国会議員関係政治団体

第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

(現職・候補者の別) _____

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部

政党

その他の政治団体(後援会等)

政治資金団体

その他の政治団体の支部

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

無

有

(以下 指定有の場合のみ記載)

公職の種類 千葉県議会議員

(現職・候補者の別) _____ (現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 関 政幸

資金管理団体の指定の期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

処理欄 (下欄には何も記載しないこと)

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
378380		10	100000		

異動

1	新規
2	修正
3	取消

整理番号

翌年への繰越金

1/30 k U P

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び(その18)宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

	14	16	77	88			
				十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0		6	668	594
① (前年からの繰越額)	0	2	0		2	206	594
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)	0	3	0		4	462	000
(2) 支 出 総 額 (表1400の合計額)	0	4	0		3	545	457
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0		3	123	137

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費								
金 額	A	0	6	0	十億	百万	千	円
員 数		0	7	0				人

(2) 寄 附								
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額				備 考
				十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附	0	8	0		3	852	000	内訳を表0600へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表0611へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0			610	000	内訳を表0620へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0			4	462	000
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表070□へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表1000へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1	5	0			4	462	000

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

10 13
0600

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人				
14	16	17	76	77	78	88	89	108		
寄附者の氏名			金額			年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円				
		北原 輝信			10	000	R5. 2. 5	千葉市緑区大金沢町825	住職	
		佐久間 静江			20	000	R5. 2. 12	千葉市緑区あすみが丘3-49-4	無職	
		今井 章博			12	000	R5. 2. 24	習志野市谷津3-8-8	会社員	
		川西 満			50	000	R5. 2. 24	東京都中央区銀座1-5-8 銀座ウイローアベニュービル7階 堂野法律事務所	弁護士	
		宮負 丁香			10	000	R5. 2. 26	千葉市中央区千葉寺118-7	無職	
		三木 慶造			20	000	R5. 2. 27	千葉市緑区あすみが丘6-48-22	無職	
		小川 治政			10	000	R5. 2. 27	千葉市緑区土気町1630-5	団体役員	
		弓削田 善行			10	000	R5. 2. 27	市原市勝間890	会社役員	
		櫻井 良二			10	000	R5. 2. 27	千葉市緑区あすみが丘1-31-2	無職	
		福住 淳			250	000	R5. 2. 27	東京都中央区銀座1-5-8 銀座ウイローアベニュービル7階 堂野法律事務所	弁護士	
		寺本 久江			50	000	R5. 2. 27	千葉市緑区あすみが丘6-12-6	無職	
		寺本 照一			100	000	R5. 2. 27	千葉市緑区あすみが丘6-12-6	会社役員	
		中村 峰子			20	000	R5. 2. 27	千葉市緑区越智町1701-244	無職	
		中村 昭南			30	000	R5. 2. 27	千葉市緑区越智町1701-244	会社役員	
		柏谷 康博			50	000	R5. 2. 27	市原市牛久802-23	無職	
		高橋 順一			100	000	R5. 2. 28	流山市下花輪1251	会社役員	
		西宮 賢一			50	000	R5. 2. 28	千葉市緑区越智町1701-311	会社役員	
		伊藤 功次			15	000	R5. 2. 28	千葉市緑区越智町558-1	無職	
8	0	0	この頁の小計			817	000			
8	1	0	その他の寄附				0			
9	0	0	合計							

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人②)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
中村 真人			20,000	R5. 2. 28	千葉県若葉区みつわ台5-6-11	医師	
本郷 亮			10,000	R5. 3. 1	東京都港区虎ノ門1-2-29 虎ノ門産業ビル5階 本郷総合法律事務所	弁護士	
吉原 寛子			10,000	R5. 3. 1	千葉県若葉区大宮台6-16-5	行政書士	
竹村 一成			50,000	R5. 3. 1	千葉市中央区中央4-10-16 ワイアンドワイビル7階 さくら綜合法律事務所	弁護士	
溝部 孝			300,000	R5. 3. 2	千葉市美浜区打瀬1-2-2 セントラルパークイースト幕張PT2802	会社役員	
近藤 文子			10,000	R5. 3. 3	千葉県緑区古市場町500-1	無職	
石川 光雄			10,000	R5. 3. 4	千葉県緑区高津戸45-38	無職	
橋本 佐久			20,000	R5. 3. 6	千葉県緑区あすみが丘2-9-10	会社役員	
橋本 文子			10,000	R5. 3. 6	千葉県緑区あすみが丘2-9-10	会社役員	
金子 賢通			30,000	R5. 3. 6	千葉県緑区おゆみ野中央6-27-12	会社役員	
行木 道嗣			50,000	R5. 3. 7	千葉県緑区大木戸町93-64	法人役員	
柴崎 晴			10,000	R5. 3. 7	千葉県緑区あすみが丘東2-1809-154	無職	
小森谷 慧			30,000	R5. 3. 7	千葉県緑区あすみが丘5-39-6	会社役員	
武村 和夫			30,000	R5. 3. 7	千葉県緑区高田町1084	医師	
柳 忠男			10,000	R5. 3. 8	千葉県緑区おゆみ野中央7-33-4	無職	
近藤 正吉			10,000	R5. 3. 8	千葉県緑区おゆみ野中央7-21-10	無職	
この頁の小計			610,000				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(7) 寄附の内訳 (個人③)					寄附者の区分		個人			
14	16	17	76	77	88	年月日	89	108	職業	備考
寄附者の氏名			金額				住所			
					10,000	R5. 3. 8	千葉県中央区都町3-32-7 わかばクリニック		医師	
					30,000	R5. 3. 8	千葉県緑区あすみが丘東2-1805-27		無職	
					100,000	R5. 3. 9	千葉県緑区あすみが丘5-8-1		個人事業主	
					10,000	R5. 3. 10	千葉県緑区あすみが丘9-9-2		無職	
					10,000	R5. 3. 11	千葉県緑区あすみが丘6-52-5		無職	
					30,000	R5. 3. 13	千葉県緑区あすみが丘6-46-22		無職	
					50,000	R5. 3. 14	千葉県緑区誉田町2-20-722		会社役員	
					10,000	R5. 3. 14	千葉県緑区あすみが丘1-23-9 エクラドール		会社役員	
					10,000	R5. 3. 14	神奈川県厚木市毛利台3-17-14		無職	
					5,000	R5. 3. 14	船橋市二宮2-27-5		無職	
					10,000	R5. 3. 15	千葉県中央区都町1-19-15		会社役員	
					20,000	R5. 3. 15	東金市滝沢99		農業	
					10,000	R5. 3. 16	大網白里市北今泉3497		個人事業主	
					10,000	R5. 3. 17	千葉県中央区中央3-10-16 北野京葉ビル3階		会社員	
					10,000	R5. 3. 17	千葉県中央区中央3-10-6		会社役員	
					10,000	R5. 3. 20	匝瑳市八日市場ハ791		個人事業主	
8	0	0	この頁の小計		335,000					
8	1	0	その他の寄附		0					
9	0	0	合計							

※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人④)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
牧添 豊海			10,000	R5. 3. 20	千葉市緑区土気町370-6	個人事業主	
北村 新司			10,000	R5. 3. 22	八街市八街ほ35-29	個人事業主	
中野 義澄			500,000	R5. 3. 22	千葉市緑区あすみが丘7-2-3	医師	
行木 信彦			20,000	R5. 3. 23	千葉市緑区あすみが丘7-21-2	会社役員	
中込 紀男			20,000	R5. 3. 24	千葉市緑区誉田町2-21-50	無職	
鈴木 照子			5,000	R5. 3. 24	千葉市緑区土気町665-1 105	会社員	
間所 則明			200,000	R5. 3. 26	東京都中央区佃2-1-2-2512	会社役員	
佐久間 章			10,000	R5. 3. 26	鴨川市横尾458	個人事業主	
鶴岡 宏祥			10,000	R5. 3. 27	茂原市早野1720	会社役員	
内山 弘通			50,000	R5. 3. 27	大網白里市細草1624	会社役員	
柳澤 勲			30,000	R5. 3. 27	千葉市緑区あすみが丘3-45-3	会社役員	
林 茂壽			10,000	R5. 3. 27	千葉市中央区新千葉3-2-6	法人役員	
俵 藤一			200,000	R5. 3. 28	兵庫県宝塚市宝梅2-6-26-6203	無職	
荒井 明			30,000	R5. 3. 28	千葉市若葉区小倉町1756-39	会社役員	
石井 孝昭			10,000	R5. 3. 28	八街市上砂328	個人事業主	
鶴澤 忠昭			10,000	R5. 3. 29	大網白里市清名幸谷2245	個人事業主	
この頁の小計			1,125,000				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

10 13
0 6 0 0

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人⑤)				寄附者の区分		個人		
14	16	17	76	77	88	89	108	
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		小澤 えみ子			10,000	R5. 3. 30	千葉市緑区あすみが丘5-37-5	会社役員
		須藤 滋			10,000	R5. 3. 30	千葉市緑区大木戸町279	個人事業主
		日暮 重男			20,000	R5. 3. 31	千葉市緑区誉田町2-11	無職
		大土 俊幸			10,000	R5. 3. 31	千葉市緑区平山町1039-4	会社役員
		安藤 栄子			10,000	R5. 3. 31	千葉市緑区誉田町1-849-1	会社役員
		馬淵 昌也			10,000	R5. 3. 31	一宮町一宮1457	個人事業主
		日暮 啓一			10,000	R5. 3. 31	千葉市中央区神明町33-3	会社役員
		岡田 憲二			10,000	R5. 3. 31	大網白里市南横川3136-12	個人事業主
		林 義博			10,000	R5. 3. 31	長南町佐坪1174	個人事業主
		石塚 修			10,000	R5. 3. 31	茂原市緑ヶ丘2-10-3	会社員
		須藤 信夫			10,000	R5. 3. 31	千葉市中央区宮崎町605	法人役員
		石井 昌昭			10,000	R5. 3. 31	千葉市緑区下大和田町391	個人事業主
		加藤 和義			10,000	R5. 3. 31	千葉市緑区誉田町2-20-82	無職
		関 学			10,000	R5. 3. 31	市原市能満155-1	会社役員
		曾我部 吉平			10,000	R5. 3. 31	千葉市緑区あすみが丘3-32-12	法人役員
		若林 寛治			100,000	R5. 3. 31	千葉市緑区大椎町1229-97	会社役員
8	0	0	この頁の小計		260,000	※年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	その他の寄附		0			
9	0	0	合計					

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人⑥)				寄附者の区分		個人		
14	16	17 寄附者の氏名	76 77 金額	88	年月日	89 住所	108 職業	備考
			十億 百万 千 円					
		小川 安昭	10,000		R5. 4. 1	千葉市緑区土気町395	会社役員	
		長尾 光太郎	10,000		R5. 4. 1	千葉市花見川区西小中台5-7-201	会社員	
		阿井 伸也	20,000		R5. 4. 1	大網白里市大網155	会社役員	
		安藤 涉	5,000		R5. 4. 3	千葉市緑区おゆみ野3-11-2-303	会社員	
		伊藤 友則	10,000		R5. 4. 3	千葉県香取市北2-13-23	会社役員	
		松下 浩明	10,000		R5. 4. 6	山武市椎崎308-2	個人事業主	
		佐久川 輝章	30,000		R5. 4. 7	千葉市緑区大木戸町212-199	医師	
		高山 英臣	10,000		R5. 4. 13	千葉市緑区越智町1821-46	無職	
		関 政幸	600,000		R5. 5. 10	千葉市緑区おゆみ野3-7-2-605	弁護士	
8	0	0	この頁の小計	705,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計	3,852,000				

※年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

10
0 6 2 0

13 注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表0450へ記載し、本表には計上しないこと。
(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)政治団体以外の団体からの寄附は、表611へ記載すること。

(その7) 政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体)					寄 附 者 の 区 分		政治団体	
14	16	17	76	77	88	89	108	
団 体 の 名 称			金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万	千	円		
					50,000	R5. 3. 22	千葉県美浜区高洲1-9-7-2	臼井正一
					50,000	R5. 3. 23	千葉県中央区中央港1-17-3 千葉県不動産会館内	岡本修
					30,000	R5. 3. 24	千葉県中央区末広3-21-6	木村光雄
					10,000	R5. 3. 27	千葉県中央区鶴の森町17-1	松岡聖明
					30,000	R5. 3. 30	八千代市八千代台南1-3-3 山萬ビル一階	小林鷹之
					100,000	R5. 3. 31	千葉県美浜区新港32-17	尾崎 俊郎
					200,000	R5. 4. 3	千葉県中央区千葉港4-1	入江康文
					100,000	R5. 4. 3	千葉県中央区神明町204	斎藤博明
					30,000	R5. 4. 5	木更津市潮浜1-17-58	渡辺芳邦
8	0	0			600,000			
8	1	0			10,000			
9	0	0			610,000			

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細については別紙その14、その15及び表1500の注意書きを参照)。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)	政治活動費内訳書(表1500)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要 【コピー機により 複写した領収書 の写し】が必要	必要	政治資金パーティーを 開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出			

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	14 16			77 金 額 88				備 考
	十億	百万	千	円				
1 経 常 経 費	0	1	0				0	
(1) 人 件 費								
(2) 光 熱 水 費	0	2	0			78	851	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	3	0			341	368	
(4) 事 務 所 費	0	4	0			561	541	
小 計 ((1)~(4))	8	0	0			981	760	
2 政 治 活 動 費				十億	百万	千	円	
(1) 組 織 活 動 費	0	5	0			163	630	うち本部・支部間の交付金 円
(2) 選 挙 関 係 費	0	6	0				0	うち本部・支部間の交付金 円
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ※ ^計	0	7	0			2,400	067	うち本部・支部間の交付金 円
(内) ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	8	0				0	うち本部・支部間の交付金 円
イ 宣 伝 事 業 費	0	9	0			2,182	652	うち本部・支部間の交付金 円
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	1	0	0				0	うち本部・支部間の交付金 円
エ そ の 他 の 事 業 費	1	1	0			217	415	うち本部・支部間の交付金 円
(4) 調 査 研 究 費	1	2	0				0	うち本部・支部間の交付金 円
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1	3	0				0	うち本部・支部間の交付金 円
(6) そ の 他 の 経 費	1	4	0				0	うち本部・支部間の交付金 円
小 計 ((1)~(6))	8	0	1			2,563	697	本部・支部間の交付金合計 円
合 計	9	0	0			3,545	457	

※本表070行には080行~110行(ア~エ)の合計を記入すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表150uへ記載すること。
 (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が**1万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が**5万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(例) 組織活動費(大会費)	選挙関係費(公認推薦料)	機関紙誌の発行事業費(印刷費)	宣伝事業費(ビラ等作成費)	その他の事業費(講演会開催費)	寄附・交付金(寄附金)
" (行事費)	" (陣中見舞)	" (原稿料)	" (新聞等広告料)	" (バザー開催費)	" (支部交付金)
" (組織対策費)	" (選挙対策費)	" (発送費)	" (宣伝用自動車の		" (賛助金)
" (交際費)		" (人件費)	購入・維持費)	調査研究費(研修会費)	その他の経費(借入金返済)
" (渉外費)			" (遊説費)	" (書籍購入費)	" (貸付金)

(その15)

→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

(2) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費（ビラ等作成費）			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
ホームページリニューアル	十億	百万 千 円 170,500	R5. 2. 10	浅見貴之	千葉市緑区越智町1701-349	
県政レポートDM制作・発行代行		793,717	R5. 4. 13	株式会社マムズカンパニー	市原市ちはら台南3-1-1	
県政レポート総集編印刷・地域新聞併配代		587,057				
A1サイズポスター（両面テープ4箇所・500枚）		229,900				
為書き等印刷代		231,110	R5. 5. 30			
この頁の小計		2,012,284				
その他の支出		170,368				
合計		2,182,652				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

10 13

1	6	0	0
---	---	---	---

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表17□□に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無							
資 産 等 の 項 目 別 区 分	14		16		有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	ア 土 地	0	1	0		<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 30 日

政治団体の名称 **わかばの会**

会計責任者の氏名 **関 政幸**



※解散の場合以外は、代表者の氏名は記入しないこと (通常は未記入となります。)

(代表者の氏名



※解散の場合は、解散届も必要となります。